令 和 5 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

２ 月 １ ６ 日 招 集
流 山 市

目　　次

１　令和５年度流山市一般会計予算
２　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度流山市一般会計補正予算（第１１号））
３　令和４年度流山市一般会計補正予算（第１２号）
４　流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例の制定について
５　流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
６　流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
７　工事請負契約の変更について（中央消防署移転に伴う造成工事）
８　令和５年度流山市介護保険特別会計予算
９　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１０　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１１　流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
１２　流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
１３　流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
１４　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１５　流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について
１６　令和５年度流山市国民健康保険特別会計予算
１７　令和４年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
１８　令和５年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
１９　令和４年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
２０　流山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
２１　流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

２２　令和５年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
２３　令和４年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）
２４　令和５年度流山市水道事業会計予算
２５　令和５年度流山市下水道事業会計予算
２６　令和４年度流山市下水道事業会計補正予算（第３号）

１　専決処分の報告について
２　専決処分の報告について

議案第　２　号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援及び経済的支援に係る費用並びにマイナポイントの申込期限が延長されたことに伴う申込支援に係る費用について、特に緊急を要したため、令和５年１月１３日付けで令和４年度流山市一般会計補正予算（第１１号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専　決　処　分　書

令和４年度流山市一般会計補正予算（第１１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和５年１月１３日

流山市長　　井　崎　義　治

議案第　４　号

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例の制定について

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　多様性を尊重する社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、並びに市及び市民等の責務等を明らかにすることにより、様々な違いを個性として尊重し受け入れ、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを実現するためである。

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例

流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。

市及び市民等が互いに協力し、多様性を尊重する社会を推進していくことで、互いを理解し、違いや個性を認め合い、個々の人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、流山市において多様性を尊重する社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、並びに市及び市民等の責務等を明らかにすることにより、様々な違いを個性として尊重し受け入れ、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）多様性　性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。

（２）性別等　男性、女性及び性的マイノリティをいう。

（３）市民等　市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、ＮＰＯ及び事業者をいう。

（基本理念）

第３条　多様性を尊重する社会を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

（１）誰もが、一人ひとりの違いを認め合うこと。

（２）誰もが、一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと。

（３）誰もが、それぞれの能力を発揮し、自分らしく暮らせること。

（差別的取扱いの禁止等）

第４条　何人も、多様性による不当な差別的取扱いにより、他人の人権を侵害してはならない。

２　何人も、情報の発信に当たって、多様性を背景とする不当な差別的取扱いを助長することのないよう十分に配慮しなければならない。

（市の責務）

第５条　市は、基本理念にのっとり、多様性を尊重する社会の推進のため、市民等と連携し、必要な政策及び施策を実施しなければならない。

（基本的施策）

第６条　市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

（１）多様性の理解を深めるための教育

（２）多様性に配慮した防災及び災害対策

（３）多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策

（４）多様性を理解するための広報及び啓発

（５）多様な生き方を選択できる環境づくり

（市民等の役割）

第７条　市民等は、多様性を尊重する社会の理解を深め、市が実施する施策に積極的に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。

２　事業者は、事業活動において多様性を尊重する社会の推進のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（委任）

第８条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第　５　号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　５５歳に達した日後最初に到来する４月１日以後に在職する職員の昇給を勤務成績に応じて抑制し、又は停止するためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２６年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び第３項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第　６　号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）により、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）が一部改正され、新たな特例許認可制度が創設されたこと及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）等の一部改正により、認定制度が変更されたことから、手数料の新設等を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第９の１５の項の次に次のように加える。

１５の２　建築基準法第５２条第６項第３号の規定による認定の申請に対する審査	１件につき３２，０００円

別表第９の１６の項の次に次のように加える。

１６の２　建築基準法第５３条第４項の規定による許可の申請に対する審査	１件につき６５，０００円
１６の３　建築基準法第５３条第５項（第４号に係る部分に限る。）の規定による許可の申請に対する審査	１件につき６５，０００円

別表第９の１８の項の次に次のように加える。

１８の２　建築基準法第５５条第３項の規定による許可の申請に対する審査	１件につき１８２，０００円

別表第９の１９の項中「第５５条第３項各号の」を「第５５条第４項各号の規定による」に改め、同表の２１の項の次に次のように加える。

２１の２　建築基準法第５８条第２項の規定による許可の申請に対する審査	１件につき１８２，０００円

別表第９の２５の項中「建築物の数（既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。）」を「建築物（建築等（建築基準法第８６条第１項に規定する建築等をいう。２７の項において同じ。）に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数」に改め、同表の２７の項中「建築物の数（既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。）」を「建築物（建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数」に改め、同表の２８の項中「建築物の数（一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。）」を「建築物（新築又は増築等（建築基準法第８６条の２第１項に規定する増築等をいう。次項及び３０の項

において同じ。）に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数」に改め、同表の２９の項中「建築物の数（一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。）」を「建築物（新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数」に改め、同表の３０の項中「建築物の数（一敷地内許可建築物の数を除く。以下この項において同じ。）」を「建築物（新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

別表第１１の１の項を次のように改める。

<table>
<tr><td rowspan="8">１　都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に</td><td rowspan="8">申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</td><td colspan="2">一戸建ての住宅の審査</td><td>１件につき５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同住宅等の審査</td><td>床面積が３００平方メートル未満のもの</td><td>１件につき１０，０００円</td></tr>
<tr><td>床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>１件につき２１，０００円</td></tr>
<tr><td>床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの</td><td>１件につき４８，０００円</td></tr>
<tr><td>床面積が５，０００平方メートル以上のもの</td><td>１件につき８７，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">非住宅建築物の審査</td><td>床面積が３００平方メートル未満のもの</td><td>１件につき１０，０００円</td></tr>
<tr><td>床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの</td><td>１件につき１７，０００円</td></tr>
<tr><td>床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>１件につき２９，０００円</td></tr>
</table>

対する審査	（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）（申請に係る建築物の住宅部分（同法第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第１３において同じ。）に係る部分にあっては、登		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件につき８７，０００円
			床面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１件につき１３７，０００円
			床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１件につき１７４，０００円
			床面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１件につき２１７，０００円

	建築物エネルギー消費性能判定又は登録住宅性能評価機関）により市の低炭素化促進するにしたがって市長が認定建築物エネルギー消費性能機関に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められるものの他にそこれらのものに類するものとして			

	が認めるものである場合				
	上記以外によるもの	一戸建ての住宅の審査	誘導仕様基準による場合	床面積が２００平方メートル未満のもの	１件につき１８，０００円
				床面積が２００平方メートル以上のもの	１件につき２０，０００円
			上記以外によるもの	床面積が２００平方メートル未満のもの	１件につき３７，０００円
				床面積が２００平方メートル以上のもの	１件につき４１，０００円
		共同住宅等の審査	誘導仕様基準による場合	床面積が３００平方メートル未満のもの	１件につき３５，０００円
				床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件につき６１，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件につき１１１，０００円
				床面積が5，０００平方メートル以上のもの	１件につき１６８，０００円

			上記以外によるもの	床面積が３００平方メートル未満のもの	１件につき７４，０００円
				床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件につき１２４，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１件につき２１２，０００円
				床面積が5，０００平方メートル以上のもの	１件につき３０４，０００円
		非住宅建築物の審査	モデル建築物基準による場合	床面積が３００平方メートル未満のもの	１件につき９４，０００円
				床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１件につき１２０，０００円
				床面積が1，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件につき１５８，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００	１件につき２５５，０００円

				平方メートル未満のもの	
				床面積が5，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１件につき３３４，０００円
				床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１件につき４０１，０００円
				床面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１件につき４７１，０００円
			上記以外によるもの	床面積が３００平方メートル未満のもの	１件につき２４６，０００円
				床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１件につき３０８，０００円
				床面積が1，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１件につき３９８，０００円
				床面積が2，０００平方メートル	１件につき５６９，０００円

				以上５，０００平方メートル未満のもの	
				床面積が5，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１件につき７００，０００円
				床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１件につき８２８，０００円
				床面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１件につき９４５，０００円

別表第１１の摘要を次のように改める。

摘要１　この表における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）一戸建ての住宅　建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号。以下この摘要１及び摘要２において「告示」という。）Ｉの第２に規定する一戸建ての住宅をいう。

（２）共同住宅等　告示Ｉの第３に規定する共同住宅等をいう。

（３）非住宅建築物　告示Ｉの第１に規定する非住宅建築物をいう。

（４）複合建築物　告示Ｉの第４に規定する複合建築物をいう。

（５）誘導仕様基準　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この摘要１及び別表第１３において「省令」という。）第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。

（６）モデル建築物基準　省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。

摘要２　複合建築物に係るこの表の１の項による手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この摘要２及び別表第１３において同じ。）とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸（告示Ｉの第２に規定する単位住戸をいう。）の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

摘要３　複合建築物に係るこの表の２の項による手数料の額は、当該複合建築物について摘要２の規定により算出した額に２分の１を乗じて得た額とする。

摘要４　この表の１の項に係る認定の申請について、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出があった場合におけるこの表の１の項に定める事務の手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表の１の項（摘要２の規定が適用される場合を含む。）により算出した額に、別表第９の１の項により算出した額を加算した額とする。

摘要５　この表の２の項に係る変更の認定の申請について、都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定による申出があった場合におけるこの表の２の項に定める事務の手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表の２の項（摘要３の規定が適用される場合を含む。）により算出した額に、別表第９の１の項により算出した額を加算した額とする。

別表第１３の１の項を次のように改める。

１　建築物のエネル	申請に係る建築物エネルギ	一戸建ての住宅		１件につき５，０００円
		共同住宅等	床面積が３００平方メートル未満	１件につき１０，０００円

ギー消費性の上に関する法律第３４条第１項の規定による建築物エネルギー消費性向上計画の認定の申請に対する審査	一消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅に部分に係る部分にあって は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関）により建築物のエネ		床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	１件につき２１，０００円
			床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	１件につき４８，０００円
			床面積が5，０００平方メートル以上	１件につき８７，０００円
		非住宅建築物	床面積が３００平方メートル未満	１件につき１０，０００円
			床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	１件につき１７，０００円
			床面積が1，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	１件につき２９，０００円
			床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	１件につき８７，０００円
			床面積が5，０００	１件につき１３７，０００円

	ルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたものそのほかこれに類するものとして市長が認めるものである場合			平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	
				床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満	１件につき１７４，０００円
				床面積が２５，０００平方メートル以上	１件につき２１７，０００円
	上記以外によるもの	一戸建ての住宅	誘導仕様基準によるもの	床面積が２００平方メートル未満	１件につき１８，０００円
				床面積が２００平方メートル以上	１件につき２０，０００円
			上記	床面積が２００	１件につき３７，０００円

			以外によるもの	平方メートル未満	
				床面積が２００平方メートル以上	１件につき４１，０００円
		共同住宅等	誘導仕様基準によるもの	床面積が３００平方メートル未満	１件につき３５，０００円
				床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	１件につき６１，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	１件につき１１１，０００円
				床面積が5，０００平方メートル以上	１件につき１６８，０００円
			上記以外によるもの	床面積が３００平方メートル未満	１件につき７４，０００円
				床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	１件につき１２４，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００	１件につき２１２，０００円

				平方メートル未満	
				床面積が5，０００平方メートル以上	１件につき３０４，０００円
		非住宅建築物	モデル建築物基準Ａによるもの	床面積が３００平方メートル未満	１件につき９４，０００円
				床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	１件につき１２０，０００円
				床面積が1，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	１件につき１５８，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	１件につき２５５，０００円
				床面積が5，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	１件につき３３４，０００円
				床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００	１件につき４０１，０００円

				平方メートル未満	
				床面積が２５，０００平方メートル以上	１件につき４７１，０００円
			上記以外によるもの	床面積が３００平方メートル未満	１件につき２４６，０００円
				床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	１件につき３０８，０００円
				床面積が1，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	１件につき３９８，０００円
				床面積が2，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	１件につき５６９，０００円
				床面積が5，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	１件につき７００，０００円
				床面積が１０，０００平方メートル以	１件につき８２８，０００円

				上２５，０００平方メートル未満	
				床面積が２５，０００平方メートル以上	１件につき９４５，０００円

別表第１３の２の項中「（１，０００円未満切捨て）」を削り、同表の３の項中

「

一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分	床面積が３００平方メートル未満
		床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
		床面積が５，０００平方メートル以上
	非住宅部分	床面積が３００平方メートル未満
		床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満
		床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
		床面積が５，０００平方メー

		トル以上１０，０００平方メートル未満
		床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満
		床面積が２５，０００平方メートル以上

」

を

「

共同住宅等	床面積が３００平方メートル未満
	床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
	床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
	床面積が５，０００平方メートル以上
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル未満
	床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満
	床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
	床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
	床面積が５，０００平方メー

	トル以上１０，０００平方メートル未満
	床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満
	床面積が２５，０００平方メートル以上

」

に、「省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）又は（３)及びロ（２）又は(３)」を「モデル住宅基準又は仕様基準」に、

「

一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分	省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉｉ）又は(３)及びロ(２)又は(３)によるもの	住宅部分の床面積が３００平方メートル未満
			住宅部分の床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
			住宅部分の床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
			住宅部分の床面積が５，０００平方メートル以上
		上記以外によるもの	住宅部分の床面積が３００平方メートル未満
			住宅部分の床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
			住宅部分の床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
			住宅部分の床面積が５，０００平方メートル以上
	非住	省令第１条	非住宅部分の床面積が３００平方

	宅の部分	第１項第１号ロによるもの	メートル未満
			非住宅部分の床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満
			床面積が２５，０００平方メートル以上
		上記以外によるもの	非住宅部分の床面積が３００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満

			非住宅部分の床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満
			非住宅部分の床面積が２５，０００平方メートル以上

」

を

「

共同住宅等	モデル住宅基準又は仕様基準によるもの	床面積が３００平方メートル未満
		床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
		床面積が５，０００平方メートル以上
	上記以外によるもの	床面積が３００平方メートル未満
		床面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
		床面積が５，０００平方メートル以上
非住宅建築物	モデル建築物基準Ｂによるもの	床面積が３００平方メートル未満
		床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満
		床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
		床面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満
		床面積が１０，０００平方メートル

		以上２５，０００平方メートル未満
		床面積が２５，０００平方メートル以上
	上記以外によるもの	床面積が３００平方メートル未満
		床面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満
		床面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満
		床面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満
		床面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満
		床面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満
		床面積が２５，０００平方メートル以上

」

に改め、同表の４の項中「（非住宅建築物（複合建築物においては非住宅部分に限る。）の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）」を削り、「省令第１条第１項第１号ロ」を「モデル建築物基準Ｂ」に改め、同表の５の項及び６の項中「（１，０００円未満を切捨て）」を削り、同表摘要９を同表摘要１０とし、同表摘要８を同表摘要９とし、同表摘要７を同表摘要８とし、同表摘要６中「(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)」を削り、「から共用部分」の次に「（省令第４条第３項に規定する共用部分をいう。以下この摘要７及び摘要８において同じ。）」を加え、同表摘要６を同表摘要７とし、同表摘要５中「複合建築物全体」を「複合建築物」に、「に係る手数料の額と非住宅部分に係る手数料の額を合算した額」を「についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分に

ついては非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額」に改め、同表摘要５を同表摘要６とし、同表摘要４中「複合建築物全体」を「複合建築物」に、「金額」を「額」に、「摘要３」を「摘要４」に改め、同表摘要４を同表摘要５とし、同表摘要３中「複合建築物全体」を「複合建築物」に、「金額」を「額」に、「について住宅部分に係る手数料の額と非住宅部分に係る手数料の額を合算した額」を「を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額」に改め、同表摘要３を同表摘要４とし、同表摘要２中「この表により」を「この表の２の項（摘要５の規定が適用される場合を含む。）により」に改め、同表摘要２を同表摘要３とし、同表摘要１中「この表により」を「この表の１の項（摘要４の規定が適用される場合を含む。）により」に改め、同表摘要１を同表摘要２とし、同表に摘要１として次のように加える。

摘要１　この表における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）一戸建ての住宅　住宅（省令第１条第１項第２号に規定する住宅をいう。次号において同じ。）のうち、単位住戸（省令第１条第１項第２号イ（１）に規定する単位住戸をいう。摘要４及び摘要６において同じ。）の数が一であるものをいう。

（２）共同住宅等　一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

（３）非住宅建築物　省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。

（４）複合建築物　省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。

（５）工場等　非住宅建築物の全部又は複合建築物のうち非住宅部分の全部を次のいずれかの用途に供するものをいう。

ア　工場

イ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの

ウ　水産物の増殖場又は養殖場

エ　倉庫

オ　卸売市場

カ　火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

（６）モデル建築物基準Ａ　省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。

（７）モデル建築物基準Ｂ　省令第１条第１項第１号ロに定める基準をいう。

（８）モデル住宅基準　省令第１条第１項第２号イ(２)及びロ(２)に定める基準をいう。

（９）誘導仕様基準　省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。

（１０）仕様基準　省令第１条第１項第２号イ(３)及びロ(３)に定める基準をいう。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表第１１及び別表第１３の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第　７　号

工事請負契約の変更について

市は、令和４年流山市議会第２回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１	契約の名称	中央消防署移転に伴う造成工事
２	変更前契約金額	３７４，０００，０００円
３	変更後契約金額	３１１，１６８，０００円
４	変更による減額分	６２，８３２，０００円 （消費税及び地方消費税を含む。）
５	契約の相手方	流山市おおたかの森西三丁目３番地の３ イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体 構成員　流山市おおたかの森西三丁目３番地の３ （代表者）株式会社イズミ 代表取締役　倉持　和幸 構成員　流山市前ケ崎３８８番地の１ 株式会社コウヨウ 代表取締役　大藤　瑠介

参考資料

中央消防署移転に伴う造成工事変更概要

１　工事場所　　流山市大畔４１３番１ほか

２　工事概要等

（１）工事件名　中央消防署移転に伴う造成工事

（２）概　　要

ア　基盤整備一式

イ　掘削工　Ｖ＝１７，０００立方メートル

ウ　盛土工　Ｖ＝４７０立方メートル

エ　構造物撤去工一式

オ　間知ブロック積み擁壁（Ｈ＝５．０～２．０型）
　　Ｌ＝１５７メートル

カ　現場打擁壁（Ｈ＝１．０～３．０型）
　　Ｌ＝８８メートル

３　設　計　東京都千代田区九段南四丁目６番１２号
　　株式会社石本建築事務所　東京オフィス

４　施　工　流山市おおたかの森西三丁目３番地の３
　　イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体

５　変更内容

（１）契約金額

変更前契約金額　３７４，０００，０００円

変更後契約金額　３１１，１６８，０００円

変更による減額　　６２，８３２，０００円

（消費税及び地方消費税を含む。）

（２）工期

変更前工期　　令和４年６月２３日から令和５年６月３０日まで

変更後工期　　令和４年６月２３日から令和５年７月３１日まで

６　変更理由

建設発生土（１２，２８０立方メートル）について、当初は八千代市内の処分業者への運搬処分を行う予定であったが、工事請負費削減のため、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と協議したところ、同事務所による受入れが可能となったことから、処分費及び運搬費が減額となるものである。また、同事務所との協議や同事務所が吉川市内に保有する受入先ストックヤードの準備等に日数を要したことから、工期について延長するものである。

位　置　図

工事場所：
流山市大畔413番1ほか

案　内　図

変更前　建設発生土運搬経路（流山市⇒八千代市）

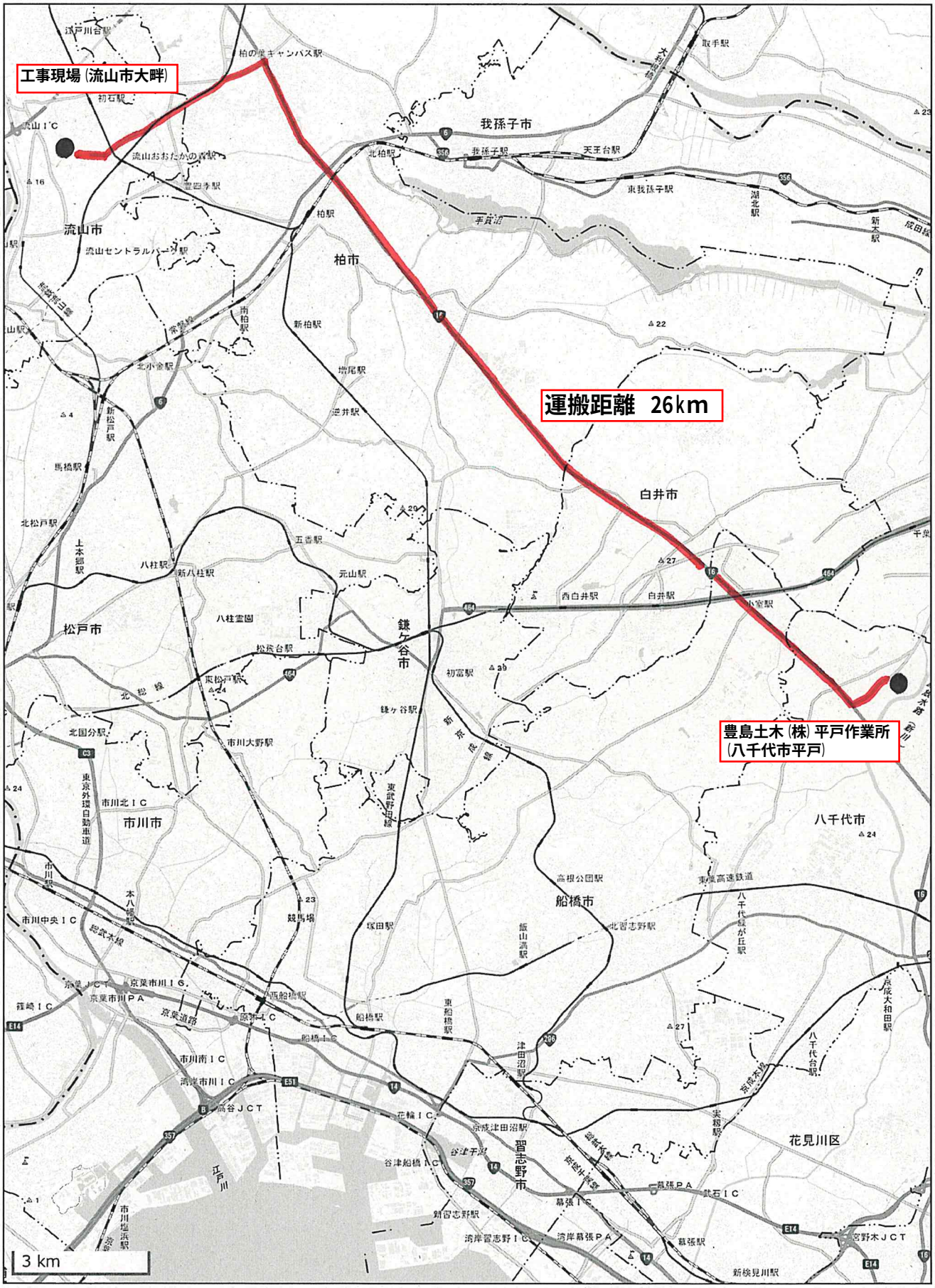

「地理院地図」（国土地理院　htpps//maps.gsi.jp）をもとに流山市消防総務課作成

変更後　建設発生土運搬経路（流山市⇒吉川市）

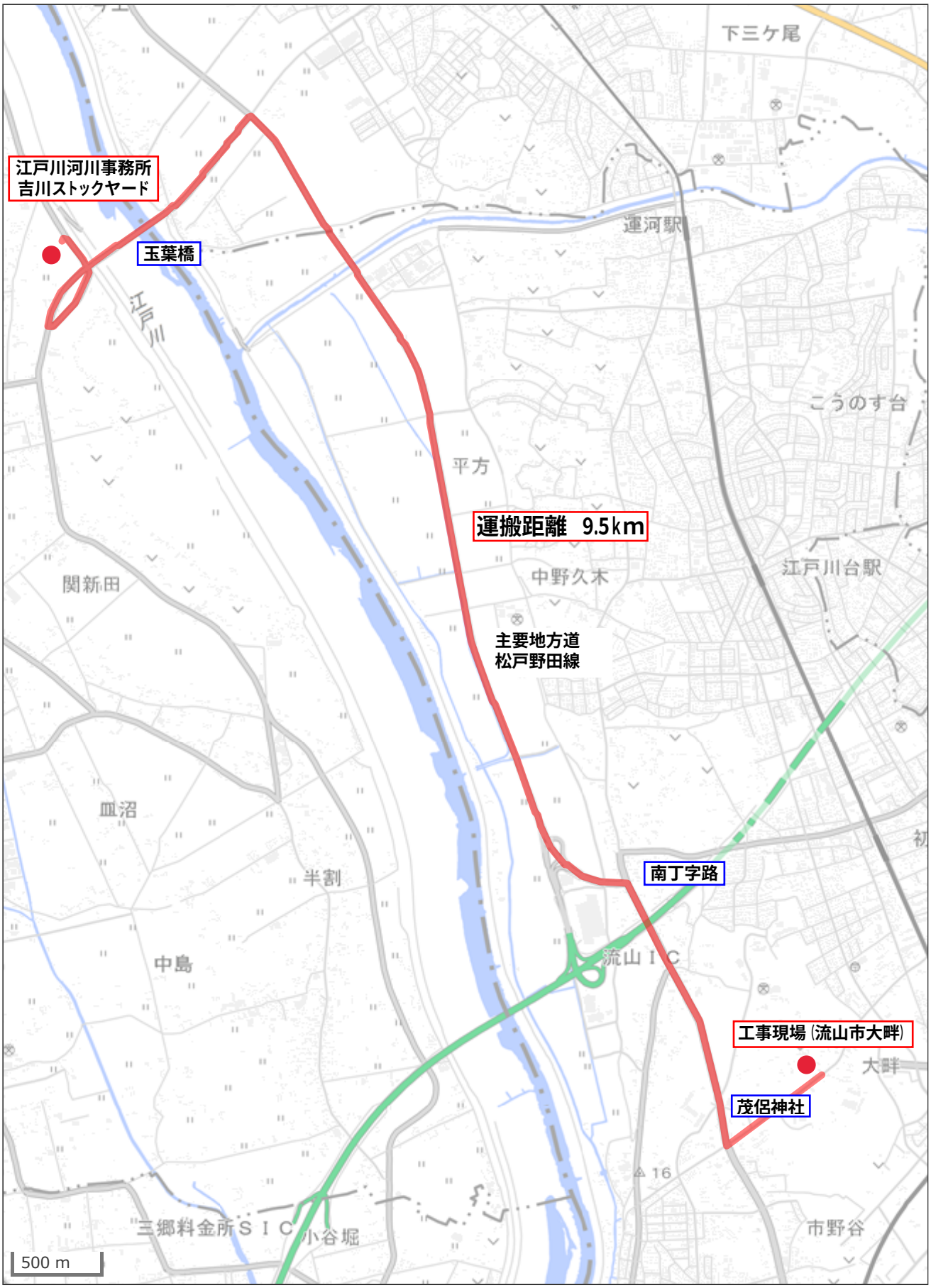

「地理院地図」（国土地理院　https;//maps.gsi.jp）をもとに流山市消防総務課作成

議案第　９　号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴い、民法（明治２９年法律第８９号）等において削除された懲戒権を前提とした、特定教育・保育施設の長による当該権限に関する規定を削除するためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２６条を次のように改める。

第２６条　削除

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　１０　号

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、安全計画の策定等及び送迎バス等における利用乳幼児の見落とし防止措置の義務付けその他の利用乳幼児の安全の確保を進める改正等を行うほか、民法（明治２９年法律第８９号）等において削除された懲戒権を前提とした、家庭的保育事業者等による当該権限に関する規定を削除するためである。

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「次条第１項」の次に「、第８条の３第２項」を加える。

第８条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる

ものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第１１条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第１４条を次のように改める。

第１４条　削除

第１５条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１４条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

２　改正後の第８条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。以下同じ。）を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

議案第　１１　号

流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　市野谷地区及び南流山地区に新設する小学校の名称及び位置を定めるとともに、南流山中学校の既存校舎を南流山地区の新設小学校の校舎として使用するに当たり、同中学校を移転する必要が生じたことから、同中学校の位置を変更するためである。

流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例

（流山市立小学校設置条例の一部改正）

第１条　流山市立小学校設置条例（昭和３９年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

流山市立市野谷小学校	流山市市野谷２８３番地
流山市立南流山第二小学校	流山市流山２５３９番地の１

（流山市立中学校設置条例の一部改正）

第２条　流山市立中学校設置条例（昭和３９年流山市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表流山市立南流山中学校の項位置の欄中「流山市流山２５３９番地の１」を「流山市大字鰭ケ崎１６６２番地の１」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部改正）

２　流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和６１年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条の表南流山調理場の項位置の欄中「流山市流山２５４４番地の１」を「流山市大字鰭ケ崎１６６２番地の１」に改める。

議案第　１２　号

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　長崎小学校給食室の建替えが完了することに伴い、八木南調理場を廃止するためである。

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和６１年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「流山市立小学校の一部及び流山市立中学校」を「流山市立学校」に改める。

第３条の表八木南調理場の項を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第　１３　号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　令和６年４月に開校が予定されている市野谷地区及び南流山地区の各新設小学校区に学童クラブを新設するためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表に次のように加える。

市野谷小学校区学童クラブ	流山市市野谷２８３番地
南流山第二小学校区学童クラブ	流山市流山２５３９番地の１

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

３　改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第　１４　号

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）の一部改正に伴い、安全計画等の策定等及び自動車による移動の際における点呼等の義務付けその他の利用者の安全の確保を図る改正等を行うほか、放課後児童支援員とみなすことができる経過措置の適用期間を延長するためである。

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第１１条第３項中「指定都市」の次に「若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市」を加える。

第１３条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１３条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業

所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第１４条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則第２項中「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第７条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第　１５　号

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市いじめ対策調査会に臨時委員及び調査専門委員を設置するほか、所要の改正を行うためである。

流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

流山市いじめ防止対策推進条例（平成２６年流山市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「規定により」の次に「、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため」を加え、同条第５項及び第６項を次のように改める。

５　協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、協議会の会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

６　前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第１５条第７項から第１１項までを削る。

第１６条第２項各号を次のように改める。

（１）市いじめ防止基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするために必要な審議及び調査研究

（２）重大事態（法第２８条第１項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が発生した場合において、教育委員会が次条第３項の規定により依頼する当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議

（３）前２号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関して教育委員会が依頼する事項

第１６条第６項から第１１項までを次のように改める。

６　調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

７　調査会に、重大事態に係る事実関係の調査を専門的に行わせるため必要があるときは、調査専門委員を置くことができる。

８　臨時委員にあっては当該特別の事項に関し学識経験を有するもののうちから、調査専門委員にあっては当該調査に必要な学識経験を有するもののうちから、教育委員会がそれぞれ委嘱する。

９　臨時委員にあってはその者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、調査専門委員にあってはその者の委嘱に係る調査が終了したときは、それぞれ解任されるものとする。

１０　調査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、調査会の

会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

１１　前各項に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第１６条第１２項を削る。

第１７条第１項中「学校で」を削り、「当該学校」を「学校」に改める。

第１９条第１項中「協議会及び調査会の委員」を「協議会の委員並びに調査会の委員、臨時委員及び調査専門委員」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第　２０　号

流山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

流山市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）の一部改正に伴い、マイナンバーカード用電子証明書のほか、スマートフォン用電子証明書を利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能とするに当たり、当該交付に係る手続その他の細則について規則に委任するためである。

流山市印鑑条例の一部を改正する条例

流山市印鑑条例（昭和５６年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第７項の規定により同条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項に規定する暗証番号を多機能端末機（市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に入力することにより」を「多機能端末機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものに限る。）を使用して、規則で定める方法により」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　２１　号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年２月１６日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　健康保険等における出産育児一時金の額の引上げを踏まえ、国民健康保険における出産育児一時金の額についても同様の引上げを行うためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「４０８，０００円」を「４８８，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

報告第　１　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年２月１６日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１１月１４日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	健康福祉部高齢者支援課の職員が、公務のため訪問した家の駐車場から公用車（市が賃借している自動車）で後進により出庫しようとしたところ、当該駐車場の柱に当該公用車右前のバンパーが接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	令和４年９月１２日
３	発生場所	公務により訪問した流山市在住者住所地
４	相手方	千葉県千葉市中央区新町一丁目１７番 三菱オートリース株式会社　千葉支店
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	令和４年１１月１４日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	４０，７６６円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１１月１７日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	生涯学習部博物館の職員が、公務のため公用車で交差点を直進しようとしたところ、右折待ちのため右折レーンで停車していた相手方車両の左サイドミラーと当該公用車の右サイドミラーが接触したことによる当該相手方車両の物損事故
２	発生年月日	令和４年９月１６日
３	発生場所	流山市加４９９番２地先
４	相手方	千葉県柏市豊四季９４５番４２０ 共和工芸株式会社
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	令和４年１１月１７日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	３１，６２５円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１１月１８日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	環境部クリーンセンターの職員が、公務のため公用車で丁字路から優先道路に左折で侵入しようとしたところ、優先道路を直進していた相手方車両と接触したことによる当該相手方車両及び当該公用車の物損事故
２	発生年月日	令和４年４月１２日
３	発生場所	流山市平和台１丁目３番８地先
４	相　手　方	流山市在住者
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	令和４年１１月１８日
７	和解の要旨	相手方の損害額９４８，８１６円のうち、９０１，３７５円を市が負担する。 市の損害額９８，９６７円のうち、４，９４８円を相手方が負担する。 双方の責任額を差し引き、その差額である８９６，４２７円を市が負担する。
８	損害賠償額	９０１，３７５円

報告第　２　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年２月１６日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市が管理する施設内で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１２月１２日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	市が管理するバーベキュー広場内の樹木の枝が、当該樹木の大量結実による重みが原因で折れ、バーベキュー施設のテントに落下したことにより、当該テント利用者の腕や顔に損傷を与えた事故
２	発生年月日	令和４年１０月２９日
３	発生場所	流山市野々下１丁目４０番地の１ 流山市総合運動公園　バーベキュー広場
４	相　手　方	流山市在住者
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	令和４年１２月１２日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	２，５３０円